

<農地法第4条・第5条届出時の必要書類>

1	農地法の規定による届出書（正・副）	各1部
2	届出地の登記事項証明書（全部事項証明書）※法務局備付のもの （発行から3か月以内のもの）	1部
3	届出地の位置及び付近の状況を表示する図面（見取図）	1部
4	公図※法務局備付のもの （発行から3か月以内のもの）	1部
5	届出地に建設しようとする建物・施設の概要、付近農作物等への被害の防除 施設の概要、排水経路等を表示する図面（配置図）	1部

*個々に応じて必要な書類・その他

①	届出者以外の者が申請及び受理通知を受領する場合は、委任状	1部
②	無断転用の場合は、理由書	1部
③	一時転用の場合は、原状復旧誓約書	1部
④	届出地の地積が公簿と著しく差がある場合は、実測図	1部
⑤	届出地が区画整理区域内にある場合は、 仮換地指定通知、仮換地指定調書、仮換地指定図、仮換地位置図ほか	1部
⑥	当該地及び申請者の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証 する書類	1部
⑦	その他（法務局が発行する成年後見登記の登記事項証明書、親権者のわかる 戸籍等）	1部

※上記以外に、個々に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。{注1参照}

- 添付書類の原本還付を希望される方は、原本と写し（コピー）を一緒にお持ちください。
- 届出地が土地改良区域内にある場合は、土地改良区で手続きが必要となります。
（吹田土地改良区・釈迦ヶ池土地改良区）{注2参照}
- 受理通知書交付があるまでは転用行為に着手しないでください。

お問い合わせは、吹田市農業委員会事務局（電話6384-2792）

「注1」

相続登記されていない場合の必要書類

<u>遺産分割協議書がある場合</u>	<u>遺産分割協議整っていない場合</u>
◇遺産分割協議書	◇法定相続人全員の戸籍謄本（原本）
◇被相続人の戸籍謄本（現・原・除籍謄本等）	◇被相続人の戸籍謄本（現・原・除籍謄本等）
◇法定相続人全員の印鑑証明書	◇法定相続人全員の印鑑証明書
◇相関図	◇相関図

- 書類の原本提出が難しい場合は、原本と写し（コピー）をお持ちください。原本還付します。
- 被相続人の出生から死亡までの経緯が分かる戸籍（現・原・除籍謄本等）が必要です。

「注2」

吹田土地改良区該当地域

- （吹田地区） 吹東町・幸町・日の出町・末広町・川園町・高城町
寿町2丁目・南吹田1～5丁目・南清和園町・川岸町
中の島町・南金田1～2丁目・金田町・泉町1～5丁目
穂波町・南正雀の一部・南高浜町（以上の田畑・原野・採草地・雑種地）
- （豊津地区） 垂水町1～3丁目・広芝町・江坂町1～3丁目・豊津町
芳野町・江の木町（以上の田畑・原野・採草地・雑種地）

釈迦ヶ池土地改良区該当地域

- （岸部地区） 岸部北1～5丁目・岸部中1～5丁目・岸部南1～3丁目
南正雀1～4丁目・五月が丘東の一部・五月が丘南の一部

*釈迦ヶ池土地改良区 岸部中3-15-8
TEL 6369-1515